適格消費者団体　認定特定非営利活動法人
消費者支援ネットワークいしかわ
ＣＳＮＩニュース

石川県金沢市
北寺町へ 9-3
発行人:橋本明夫
第 10 号
2026 年 3 月 1 日

最近の大学生に思うこと

理事・消費者部会委員　金沢大学生活協同組合事業部長　杉本（すぎもと）　恭子（きょうこ）

金沢大学生活協同組合とは

私の勤めている金沢大学生活協同組合（以降、金大生協）は、大学の中で店舗・食堂などの事業活動、自主的な組合員活動を通じて、勉学・研究・大学生活をサポートしている組織です

一般の方と比べると、いろいろな形で「大学生」と接しています。金沢大学の学生さんは、素直で良い子が本当に多いと感じます。その一方で自分自身が年齢を経てきたこともあるためか、折々に「最近の学生さんって、今までと少し感じが違うな？」と思うことがあります。

とにかく忙しい

とにかく忙しそうです。1 日の時間の使い方の変化にも、忙しさが見受けられます。例えば、生協の学生アルバイトのシフトでは、10 年くらい前だと 1 日 3 時間くらいで週 3～4 日が多かったのですが、現在は 1～1.5 時間で週 2 日程度が多いです。以前に比べ、空き時間が少ないため、短い時間でも働いて効率的に時間を使おうという意識が伺えます。これはアルバイト以外、例えば公務員講座でも見受けられます。以前の講義は対面でしたが、現在はオンラインで実施しており、オンラインの方がよいという学生が圧倒的多数。理由も、「自分の好きな時間に見られる」「必要に応じて倍速で見られる」等、時間の活用を自分好みにできる点が支持されています。一方、時間の活用や情報処理の大変さはかなりのようで、進路相談では自分と向き合う時間があまりとれていないが故の悩みを聞くことが増えてきました。

挑戦へは時間がかかる？

大枠の内容や少し抽象的なアドバイスでは取り組めず、具体的に「何がどう」とかなりかみ砕かないと、二の足を踏んで取り組むのに時間がかかることがあるようです。また、本人が難しそうだなと思うと考えないようにすることも。

このように思うのは、自分自身で手を動かす経験が少ないからではないかと思うことがあったからです。経験が少ないため、挑戦することに力が入ってしまい、時間がかかってしまうのではないか、と。具体的には、アルバイトで「一から十まで教えてくれないとわからない」と言う学生が出てきたのです。加えて、「わからないことがあったら聞いてね」と伝えていても、「～～があったから聞けなかった」と言われたこともあります。経験が少ないからこそ、聞くことにも力が必要だったり、わからないことがわからないということがあったりするのでしょう。

しかし、手順が分かればできるというのでは、今後 AI 等他のものにとって代わられてしまいます。彼らは思春期にコロナ禍を経験し、情報があふれている社会で育ってきているので、情報の取り扱い方は長けているのではないかと思います。広い視野をもって、違和感に気づき、それを修正しながら取り組んでいく姿勢がついていくと（メンタル的に）強い人間になるのではないかと感じます。及ばずながら、そういった生きる力が身に付くアドバイスができたらと思います。

不動産コンサルタント会社への申入れの件

専門部会委員　弁護士　安藤（あんどう）　俊文（としふみ）

経緯について

不動産コンサルタント会社とは聞きなれない業種ですが、家の購入を検討している人が土地・家の建築について相談し、それらの意向に沿った物件を紹介する事業者です。

今回の情報提供者は、地域の情報誌に掲載されていた不動産コンサルタント会社のセミナーに参加し、後日事業者が指定した会社外の場所で契約を締結しました。

しかしながら、何軒か物件を紹介されるも、三角地や隣家に問題があるなど納得のいかない物件だったため、契約から約１カ月後に契約の解除を申し出たところ、中途解約として 20 万円弱の請求書が送られてきたという内容でした。

クーリング・オフの適用は可能

検討を始めるにあたり、今回の場合、「営業所等以外の場所」において契約しているため、特定商取引に関する法律（以下「特商法」といいます。）の２条１項１号の「訪問販売」に該当すると判断しました。

さらに詳細に契約書等を確認したところ、不明瞭な記述が散見しており、クーリング・オフに関する点について、「クーリング・オフを行使される場合は、ご契約日から８日以内に書面をもってクーリング・オフの意向をお伝え下さい。書面（メール・メッセージ不可）には、お名前、契約日、具体的理由、契約金返金口座情報をご記入下さい。」と記載されていました。

しかし、上記クーリング・オフ規定は、特定商取引法ガイドによる「書面をよく読むべきことを、赤枠の中に赤字で記載しなければなりません。また、クーリング・オフの事項についても赤枠の中に赤字で記載しなければなりません。さらに、書面の字及び数字の大きさは８ポイント（官報の字の大きさ）以上であることが必要」の要件を満たしていませんでした。

当会からの申入れ

そこで、当会は、以下のように申入れを行いました。

貴社は、「営業所等以外の場所」において本件契約書等を用いておりますので、特定商取引に関する法律（以下「特商法」といいます。）２条にいう「訪問販売」に該当します。

しかし、本件契約書は、特商法等が定める、契約書面の要件を満たしておりませんので、特商法等の要件を満たす契約書面に修正するよう求めます。例えば、クーリング・オフ規定は、書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字に記載しなければなりません（特商法施行規則６条２項）が、本件規定では、そのように記載されておりません。

本件契約の修正について

上記申入れに対し、事業者から、「すでに関係法令に適合する内容に変更いたしました。」などの回答があり、一般的なクーリング・オフの要件を満たす条項が記載された部分の確認が取れましたので、申入れを終了することとしました。

ただし、修正後の契約書には、依然として報酬基準など不明確な規定がありましたので、その点の修正を要望しました。

不動産関連トラブルに遭わないために

私たちが生活するにあたり、住まいは大変重要であるにもかかわらず、不動産関連のトラブルは売買や賃貸に関するものなど、さまざまに発生しています。特に不動産購入となると、人生のなかで大きな買い物になりますが、契約後に解約する場合は手付金放棄や違約金等も高額になることが少なからずあります。

不動産関連のトラブルに遭わないためには、契約書を熟読し、特に解約等の条件について十分に理解することが必要です。分からないことを放置せず、必ず確認することがトラブルの未然防止につながります。

専門部会の人に聞いてみよう

2ページで申入れを行った経過を執筆していただいた専門部会委員の安藤俊文弁護士に消費者部会のメンバーがさらに詳しくお話を伺いました。

尾島：そもそも今回の「不動産コンサルタント会社」とは聞きなれないのですが「不動産仲介会社」とどう違うのでしょうか。

安藤：私も初めて聞く業態で、どう定義してよいものか分かりかねます。当初のイメージとしては保険の乗合代理店かと思っていました。けれども「不動産仲介会社」は不動産の購入手続きなどをする際に契約、代金を支払うので、今回の「不動産コンサルタント会社」は仲介会社とは異なります。

尾島：こういったトラブルの案件は最近よくあるのでしょうか。

安藤：この事例は、当会の弁護士から情報提供を受けた案件です。そのためトラブルは発生しているということですが、私が知る限りではこの案件以外は聞いたことはないです。

林　：今回、契約した場所が本社・営業所ではなく、違う「場所」で締結をしたから、クーリング・オフできたのでしょうか？

安藤：はい、打ち合わせと契約をした場所が本社・営業所ではない場所だったため可能でした。

林　：私の感覚だと、自分たちから出向いて契約したら特商法ではクーリング・オフ対象外との認識でしたが、今回は契約した「場所」が問題だったということでしょうか。

安藤：そうなります。

林　：2ページにあった「特商法のガイドライン」は私たちも知っておいた方がよいのですか。

安藤：そうですね、知っていてほしいと思います。

今回も、クーリング・オフ規定らしい文章はあったのですが、モノクロで、文字の大きさも8pt以下、また「メールでのメッセージ不可」と規定と異なる文言がありました。

林　：コンサルタント契約には、契約料金、報酬基準があったのでしょうか。

安藤：報酬基準はありました。ただ非常に曖昧でしたので、今回の申入書に明確にするよう要望として記載しました。

中谷：私たちの世代の感覚だと、住宅購入を検討したらまずは不動産会社に行くと思うのですが。世代の感覚が違うのでしょうか？

安藤：今回の相談者は早急に住宅購入が必要となりコンサルを利用したのではないかと思います。

橘　：私は宅建士の資格を持っているので、今回は不動産の売買の契約ではなく、コンサルの契約だと思っていました。今回の事案については全額返金されたのでしょうか。

安藤：クーリング・オフの規定が問題になっていたので、無条件解約だったのではないかと想像しますが、明確なことは言えません。

尾島：そもそも、不動産コンサルタント業にはなんらかの資格が必要なのですか。

橘　：宅建業法には不動産コンサルタント業はありませんので、「自称」だと思います。

尾島：今回はたまたまクーリング・オフできたようですが、通常、契約する場合はどういうところに注意が必要なのでしょうか。

安藤：クーリング・オフ規定や報酬基準の確認もそうですし、しっかりと契約内容を理解することが大切です。契約書にクーリング・オフの規定があるからと諦めてしまう人がいますが、契約書の不備により、クーリング・オフの期間の計算が始まらないことがありますし、いったんお金を支払ってしまうと取り戻すことは大変です。納得できない場合は、諦めずに弁護士や消費生活センターへ相談してください。

専門部会：安藤俊文
消費者部会：尾島恭子、林貴江、橘宏和、中谷純子
事務局：笹谷悦子、田西友恵

消費者部会学習会「石川県の特殊詐欺等被害の実態と対策について」に参加して

消費者部会委員　橘（たちばな）　宏和（ひろかず）

自分には関係がない話？

巷では毎日のように「警察官をかたった特殊詐欺で金銭を騙し取られた」「国際電話を使った個人情報や金銭を狙う詐欺が発生した」「SNS 型投資・ロマンス詐欺で金銭を要求された」という被害が報道されています。

私もそうですが、多くの方は「毎日同じようなことがニュースになっているのに、何故騙されるのか分からない」「誰が考えてもこんなにおいしい話が世の中にあるわけがない」と一歩引いた眼で見ていると思います。

しかし今回参加した学習会で講師として石川県警察本部生活安全課警部 小川幸子氏から、騙された多くの被害者が「自分だけは騙されないと思っていた」「日頃からニュースを見て手口は知っていたのに何故騙されたのか今でも分からない」と言われます、と仰っていました。

誰でも被害者になる可能性があるのが特殊詐欺事件の厄介なところです。

被害防止には「抵抗力」が必要！

では私たち消費者はどのようにすれば特殊詐欺事件の被害者にならずにすむのでしょうか。

「自分だけは大丈夫」という根拠のない自信だけでは、いつ騙されるか分かりません。そのためにも目の前で起きていることが「詐欺なのかどうか」を「知ること、気付くこと」がとても大切になります。

小川氏からはこの「詐欺だと知ること、気付くこと」は「抵抗力」との説明がありました。

学習会ではニュースで紹介されている手口や、電話への対策として「犯人と直接話さないように留守番電話にする」「通話録音警告機を付ける」「全国防犯協会連合会が推奨する防犯セキュリティアプリを活用する」等が紹介されましたが、いかに抵抗力を身に付ける術が大切かを知らされました。

被害を減らしてより良い社会に

世の中は私たちが思っている以上に先を進んでいます。特殊詐欺の手口も日々進化しています（その知恵を少しでもいい方向に使えないものかと本気で思います）。

私は今回の学習会で紹介された手口や被害防止対策機器、相談窓口等を家族や知人、周りの人とも共有し、「これって詐欺じゃないの？」という抵抗力を身に付け、少しでも被害を減らすことができるよう安心して暮らせる安全な社会にしなければと、改めて思った次第です。

※警察官が警察手帳や逮捕状をビデオ通話で見せることは絶対にありません！その時点で詐欺です！

編集後記

この冬は記録的な大雪に振り回された方も多かったことと思います。気づけば、このニュースも第 10 号となりました。第 1 号は 2022 年 9 月、適格消費者団体の活動を広く知っていただきたいとの思いで始めたものです。これまでの各号を通じて、当団体の取り組みを少しでも身近に感じていただけていれば幸いです。適格消費者団体の役割は今後ますます重要になります。これからも皆さまとともに取り組みを進めてまいります。

消費者部会長　尾島恭子（おじまきょうこ）

当会は消費者被害の未然防止、拡大防止のために活動している団体で、会費と寄付によって運営しています。
会員登録、寄付のご協力をお願いいたします。　URL: https://csnet-ishikawa.com　TEL.076-254-6733

出典：イラストはいずれも、いらすとや